

鹿児島市と鹿児島県立短期大学との包括連携に関する協定書

鹿児島市（以下「市」という。）と鹿児島県立短期大学（以下「大学」という。）とは、次のとおり包括連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市と大学が、包括的な連携の下、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 市と大学は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 地域の振興に関すること。
- (2) 地域社会に貢献する人材の育成に関すること。
- (3) その他両者が協議して必要と認める事項。

（連絡調整及び定期的な協議）

第3条 市と大学は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、定期的に協議を実施し、連携事業の企画立案、進行管理等を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して3年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに、市又は大学から特段の申立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に3年間有効とする。その後においてもまた同様とする。

（疑義の処理）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

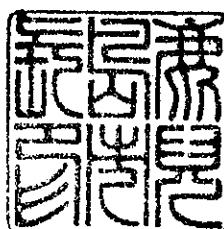
上記の協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名押印して、各1通を保有するものとする。

平成28年10月26日

市 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市長

森 博章



大学 鹿児島市下伊敷1丁目52番1号
鹿児島県立短期大学

学長 野呂忠秀

